

議案第124号

さいたま市給水条例等の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市給水条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市給水条例等の一部を改正する条例

(さいたま市給水条例の一部改正)

第1条 さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (料金の徴収方法)<br>第34条 料金は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<br><u>第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付の方法により、定例日の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。</u><br>2 [略] | (料金の徴収方法)<br>第34条 料金は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<br><u>第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付の方法により、定例日の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。</u><br>2 [略] |

(さいたま市下水道条例の一部改正)

第2条 さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(除害施設の設置)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 法の規定により次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を利用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第29条の規定による条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>3 [略]</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第16条 公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付の方法により、定例日（使用料の算定基準日として市長があらかじめ隔月に定めた日をいう。以下同じ。）の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。</p> <p>2～5 [略]</p> | <p>(除害施設の設置)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 法の規定により次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を利用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第29条の規定による条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>3 [略]</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第16条 公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付の方法により、定例日（使用料の算定基準日として市長があらかじめ隔月に定めた日をいう。以下同じ。）の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。</p> <p>2～5 [略]</p> |

(さいたま市南下新井污水处理施設条例の一部改正)

第3条 さいたま市南下新井污水处理施設条例（平成17年さいたま市条例第131号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後      | 改正前      |
|----------|----------|
| (使用料の徴収) | (使用料の徴収) |

第11条 南下新井污水处理施設の使用料（以下「使用料」という。）は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付の方法により、定例日（使用料の算定基準日として市長があらかじめ隔月に定めた日をいう。以下同じ。）の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。

2～4 [略]

第11条 南下新井污水处理施設の使用料（以下「使用料」という。）は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付の方法により、定例日（使用料の算定基準日として市長があらかじめ隔月に定めた日をいう。以下同じ。）の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。

2～4 [略]

## 附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。ただし、第2条中第10条第2項第10号の改正は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。